

檜山北部3町合併協議会
第1回 議会議員定数・任期検討小委員会

と き／平成16年8月23日(月)
午後1時30分～
ところ／北檜山町健康センター

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1) 議案第1号 委員長及び副委員長の互選について
会議録署名委員の指名について
 - (2) 議案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
4. その他
5. 閉 会

議案第1号

委員長及び副委員長の互選について

委員長及び副委員長の選任は、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、互選により選出する。

平成16年8月23日提出

議会議員定数・任期検討小委員会

記

役 職	氏 名
委 員 長	
副 委 員 長	

議案第2号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり検討する。

平成16年8月23日提出

議会議員定数・任期検討小委員会

記

(1) 議会の議員の定数について

(2) 議会の議員の選挙区の設置について

(3) 議会の議員の任期について

議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長 1名

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

議会議員定数・任期検討小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大 成 町	花 田 千賀志	町長
	高 畑 實	議会議長
	濱 口 敬 子	町民代表
瀬 棚 町	平 田 泰 雄	町長
	桜 井 明 雄	議会議員
	工 藤 芳 江	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町長
	酒 井 誠 一	議会議員
	中 島 勝 則	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長